



山形県公報

令和元年9月13日(金)
第38号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……457
- 山形県立子ども医療療育センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額の一部改正……………(障がい福祉課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……458
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……459

## 告 示

### 山形県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日     |
|-----------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----------|
| 特定非営利活動法人すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400番4号 | 指定障がい福祉サービス事業所すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400番4号 | 就労移行支援      | 令和元. 8.31 |

### 山形県告示第284号

平成28年3月県告示第358号(山形県立子ども医療療育センター使用料及び手数料条例による使用料及び手数料の額)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

本則の表文書料の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,300円」を「1,320円」に改め、同表その他の使用料及び手数料の項中「37,800円」を「38,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「16,200円」を「16,500円」に、「48,600円」を「49,500円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「75,600円」を「77,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「64,800円」を「66,000円」に改める。

**山形県告示第285号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和元年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社東京建築検査機構  
東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後                  | 変更年月日      |
|----------------------|------------------------|------------|
| 東京都中央区日本橋富沢町10番16号   | 同左                     | 令和元. 9. 17 |
| 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号    | 同左                     |            |
| 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号 | 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号 |            |
| 沖縄県浦添市牧港五丁目6番2号      | 同左                     |            |

**山形県告示第286号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年9月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
令和元年8月9日 指令村総建第206号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市大字柴橋字下鎌1036番1、1036番2、1037番1、1037番2、1038番、1043番、1045番、1046番、1047番、1048番、1050番1、1050番4、1037番1先、1037番2先、1043番先、1046番先、1047番先、1048番先
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
寒河江市大字柴橋1454-10 株式会社サト一住販

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第29号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年9月13日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,501人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 215,627人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 69,144人 | 上山市       | 8,805人  | 南陽市  | 8,867人  |
| 米沢市       | 22,676人 | 村山市       | 6,915人  | 東村山郡 | 7,259人  |
| 鶴岡市       | 35,865人 | 長井市・西置賜郡  | 15,640人 | 最上郡  | 11,197人 |
| 酒田市・酒飽海郡  | 33,293人 | 天童市       | 17,271人 | 東置賜郡 | 10,894人 |
| 新庄市       | 9,985人  | 東根市       | 13,159人 | 東田川郡 | 8,106人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 22,619人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,650人  |      |         |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年9月13日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
眼科手術用顕微鏡 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 a i s 酒田市大宮町一丁目4番地の17
- 5 落札金額 30,974,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年6月21日

令和元年9月13日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年9月13日発行 発行人 山形県